

災害時における二次避難所（福祉避難所）の開設等に関する協定書

多摩市（以下「甲」という。）と学校法人大妻学院（以下「乙」という。）の間において、多摩市内に発生した地震、その他による災害（以下単に「災害」という。）時において、多摩市地域防災計画に基づく二次避難所（福祉避難所）の開設等の甲乙間の相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に平常時より連携を密にし、災害時に地域の乳幼児や妊産婦の安全確保を図るための災害対策上必要な事項を定めるとともに、乙の管理運営する施設に、福祉避難所を開設することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において福祉避難所とは、乳幼児や妊産婦で医療機関等に入所又は入院することを要さない在宅者を一時的に受け入れる施設をいう。

（福祉避難所として利用できる施設及び対象者）

第3条 乙は、福祉避難所として利用できる施設の範囲を定め、予め福祉避難所指定承諾書（第1号様式）を甲に提出する。

2 福祉避難所へ受け入れる対象者は、次に掲げる者とする。

- （1）多摩市内に在住する妊産婦及びその家族
- （2）多摩市内に在住する乳幼児及びその家族
- （3）甲が受入れを特に必要と認める者

（福祉避難所の開設依頼）

第4条 甲は、災害が発生し、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対して福祉避難所の開設を依頼するものとする。

2 甲は、前項の規定により福祉避難所の開設を依頼する際は、事前に、乙に対してその旨を福祉避難所開設依頼通知書（第2号様式）で通知するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

(福祉避難所の開設及び受け入れ)

第5条 乙は、甲から前条第1項の規定による依頼を受けた場合は、対象施設の職員の参集状況及び対象施設の被災状況に応じて、福祉避難所を開設するように努めるものとする。

2 甲は、乙が福祉避難所を開設した場合は、速やかに情報連絡員等を福祉避難所に配置するものとする。

(妊産婦及び乳幼児等の移送)

第6条 福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族等が行うものとする。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、災害時における災害時要援護者用避難自動車供給協力に関する協定書(平成18年2月1日締結)を締結している民間協力機関等に対して、対象者の移送を依頼して実施するものとする。

(福祉避難所の運営)

第7条 甲は、福祉避難所の運営を甲乙協議して作成したマニュアルに沿って行うものとし、乙は甲に協力するものとする。

2 甲は、日常生活用品、食料、マタニティ製品、医療材料等の福祉避難所の運営に必要な物資の調達を行う。

(費用負担)

第8条 福祉避難所の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の定めによる経費の額は、甲乙協議のうえ決定する。

(開設期間)

第9条 福祉避難所の開設期間は、災害発生日より7日以内とする。ただし、甲が必要と認めたときは、災害規模や被災状況に応じ、開設期間を延長することができる。延長期間については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

2 甲は、前項の規定により福祉避難所の延長を依頼する際は、事前に乙に対しその旨を福祉避難所使用許可期限延長申請書(第3号様式)又は口頭で通知するものとする。なお、甲は福祉避難所の管理運営を継続するときは、福祉避難所を早期に閉鎖するよう努め、乙の教育活動の再開に配慮しなければならない。

(福祉避難所の閉鎖)

第10条 甲は、災害対応等が収束した場合は、速やかに福祉避難所を閉鎖する。

2 甲は、前項に基づき福祉避難所を閉鎖する際は、乙に対し福祉避難所使用終了届(第4号様式)を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けるものとする。

(情報の共有)

第11条 甲及び乙は、災害が発生した場合は、通信回線及び防災行政無線など、あらゆる手段を講じながら、相互に情報の共有を図るものとする。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、福祉避難所の運営にあたり業務上知り得た妊産婦及び乳幼児並びにその家族等の個人情報を漏らしてはならない。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第14条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成31年3月15日

甲 東京都多摩市関戸六丁目12番地1
多摩市
多摩市長 阿部 裕行

乙 東京都千代田区三番町12番地
学校法人大妻学院
理事長 伊藤 正直